

## 令和元年度第3回森林審議会

1 日 時：令和元年12月19日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 場 所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）：

（委員）天野公夫、木村靖郎、草野香寿恵、佐藤繁則、神宮寺守、辻一幸、日向治子、古屋利枝、若狭美穂子、若林一明、若林千賀子、渡邊雄司

（事務局）林務長、森林環境部次長、森林環境部技監、森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）、森林環境総務課長、みどり自然課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長、森林環境部主幹（林政）、森林環境総務課森林企画監、みどり自然課課長補佐、森林整備課課長補佐（2名）、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐（3名）、森林整備課員（3名）、林業振興課員（1名）

4 傍聴者の数： 3人

5 会議次第：

（1）開会

（2）林務長あいさつ

（3）職員紹介

（4）森林審議会会長あいさつ

（5）議事録署名委員の指名

（6）議事

（7）閉会

6 議事に付した案件：

（1）富士川中流地域森林計画の樹立について【公開】

（2）森林保全部会における決議案件について【公開】

（3）森林・林業振興ビジョンの進捗状況について【公開】

（4）森林整備・林業成長産業化推進プラン（仮称）の策定について【公開】

（5）県産木材の利用の促進に関する基本方針について【公開】

（6）林内路網整備計画の変更について【公開】

## 7 議事の概要

司会（山口 森林整備課課長補佐）：

定刻となりました。委員の皆様にはお忙しい中、森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の山口です。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和元年度第3回山梨県森林審議会を開催いたします。次に、本日の森林審議会の成立につきましては、森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数とされております。当審議会の委員数は15名で、本日は12名の御出席をいただいております。過半数を満たしておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。なお、森林審議会の審議は公開となっております。後日、県庁ホームページより、議事録の閲覧が可能となります。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席を用意してございます。次に、本日の資料の確認をお願いいたします。お手元の配付資料一覧にありますとおり、

- ・本日の次第、委員名簿、座席表
- ・【資料1-1】富士川中流地域森林計画の樹立について
- ・【資料1-2】地域森林計画書（富士川中流森林計画区）（案）
- ・【資料2】やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について
- ・【資料3】森林整備・林業成長産業化推進プラン（仮称）の策定について
- ・【資料4】県産木材の利用の促進に関する基本方針について
- ・【資料5】山梨県林内路網整備計画の変更について

以上となりますが、御確認いただき、資料が不足している場合は、事務局にお申し出下さい。それでは、次第に従いまして、島田林務長よりあいさつを申し上げます。

島田 林務長：

（あいさつ）

司会：

次に辻森林審議会会長より挨拶をいただきます。辻会長お願いします。

辻 会長：

（あいさつ）

司会：

ありがとうございました。次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第3条により、会長が当たることとなっておりますので、辻会長よろしく願いいたします。

議長（辻 会長）：

はい。ではしばらくよろしく願いいたします。議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録の署名委員を指名することになっております。本日の署名委員を議長から指名させていただきますので、お願いいたします。佐藤繁則委員と、神宮司守委員の両人

をお願いします。議事に移ります。

「富士川中流地域森林計画の樹立について」を審議いたします。まず事務局より、説明をお願いします。

増田 技監：

（資料 1-1「富士川中流地域森林計画の樹立について」、資料 1-2「地域森林計画書（富士川中流森林計画区）（案）」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。前回からの審議内容と経過の説明です。何か御意見ございますか。

委員：

修正されている点ですが、先ほど説明がありました地球環境保全の機能について、欄外に注記が入っているということですが、改めてこの資料全体を見て、少し意見を述べさせていただきたいと思います。その前に言葉がわからないところがあって、「属地性」とはどういった意味なんですか、「属性のない機能である」という意味は。

増田 技監：

20 ページの表は基本的に、それぞれの機能に着目した時に、どういった点に留意して施業を行っていくかということを示しておりますが、この地球環境保全機能につきましては、ここに載っている他の機能区分の 2-1 節の方針に従って施業をしていただくことで、結果的に地球温暖化等に役に立っていくということですので、この機能に特化して記載はしないということです。

委員：

この表は、これまでも三つの地域森林計画で何度も見た表なので、その際に言うべきであったかもしれませんが、前回の審議会で意見が述べられて修正されたということで、この表には七つぐらいの機能が載っていますけれども、普通、地球環境の保全の機能も含めて、八つぐらいの機能が挙げられていると思います。だから、地球環境保全の機能だけが外れているには意味があるのだと思います、属地性ということ。ただし、今の世界的な状況とか、この前の COP25 とか、ICPP とか、あと、2050 年までに CO2 の排出ゼロを目指すとか、そういった時代において、言葉として入れておいて何か困ることがあるのかなと思うんですが。事実、資料を見ると、例えば資料 3 では、地球温暖化防止というのは最も上位の方に出ているし、例えばその 2 ページ目でも、2040 年の将来像では、年齢構成の平準化の進展により、森林の若返りが図られ、森林の二酸化炭素吸収機能が高まっているといったことも書いてありますし、研究面から言えば、おそらく二酸化炭素の吸収量は林齢にも依存しますし、それから、例えばスギのような針葉樹とか、クヌギやナラなどの落葉樹とか、そういった違いでも吸収量は相当違いますし、最近では間伐がされた森林の方が二酸化炭素の吸収量が増えるといったことも言われています。そして日本は全体で 3.8% ぐらいの二酸化炭素を削減することが目標となっていますが、森林の吸収にほとんど押し付けているわけです。ちょっと数字が不確かですが、削減量のうちの 6 割か 7 割を森林の吸収

に押し付けているんですね、日本は。ですから、かなり大切な機能だという意味では、八つある機能のうちの一つである地球環境保全の機能が除かれているのが気になるということで。このような理由で除いたとか、そういったことではなくて、載せておいても違和感はないし、さっき言ったように、例えば間伐をきちんとすると吸収量が上がるということも一つの挙げる理由かなど、資料を見てそう感じましたので、少し長くなりましたけれども、意見を言わせていただきました。

議長：

いかがでしょうか、その点について。

増田 技監：

まさに委員おっしゃる通り、地球温暖化防止機能というものが森林に強く求められている機能であると思っていますし、現にそういう位置付けで我々も森林整備を推進しているわけですが、この地域森林計画のこの表は、あくまで各市町村が森林の機能区分別にゾーニングをするときの指針になるわけですが、そのゾーニングでは、地球温暖化防止機能に特化して区分する制度にはなっておらず、その機能は森林全体で共通して発揮してもらおうということで、ゾーニングにおいては地球温暖化の機能が出てこないものですから、また、これはそうしたゾーニングの際の指針として掲げている表なものですから、地球温暖化防止機能はここに入ってこないという意味です。ただ、その辺りがやはりわかりにくいので、今回、欄外に注記をしまして、これは林野庁で作っている全国森林計画でも同じような注記になっておりますが、これに合わせて、今回変更させていただいたということでございます。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょう。

委員：

この資料を読ませていただいて、少し伺いたいことがあります。「里山地域の保全」というところですね、美しい農山村の景観を作り出す、景観を残していくとあるのですが、北杜市などでは、里山が伐採されたと思ったら次の日には工事が始まって、瞬く間に太陽光発電のパネルが取り付けられているという現状です。このままいくと里山もなくなってしまわないかということに危惧しているわけですが、この地域森林計画で、何らかの対策をこの部分に書いてはどうかと思ったわけです。北杜市では、今年の7月に、県内でも初めて、北杜市太陽光発電設備と自然環境の調和に関する条例というものを作りましたので、そうした点を鑑みて、このところにも何か、今のような状況にならないよう事前に言葉を入れておいたらいかかと思ったことと、あと一つ、最後のユネスコエコパーク区域の施業方法というところですが、ユネスコエコパークといえば世界的なものだと思うので、生物多様性の保全を目的としたら、もう少し具体的な取り組みを入れたほうがよくないかと。例えば、核心地域については伐採を禁止するといった方法がここに書き入れられるのかどうかと思いましたので、2点ほど伺いたいと思います。

議長：

はい、今の2点について。

増田 技監：

まず里山の保全について、森林で太陽光発電施設等の開発がされているということですが、森林の開発につきましては、同じ森林法の中ですが、別途、林地開発許可という、一定の基準に沿って林地開発の計画を審査して、県が許可しないと開発ができないという制度がございます。この地域森林計画とは別の制度ですが、そういった制度で、開発に対する一定の規制を行っているところです。それから、76 ページのユネスコエコパークの施業方法ですが、ユネスコエコパークにつきましては、そこに書いてあるように各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、とあるとおり、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生がなされるよう十分配慮した森林整備を推進することが必要であるということがございます。制度的に言いますと、ユネスコエコパークも含めて、この地域森林計画の中で示している森林の持つ各機能に着目して、森林施業と保全とを図ってください、ということになっておりますので、この各機能区分に応じた施業を行っていくことで、エコパークの目的が達成されていくものと思っております。

議長：

いかがでしょうか。太陽光発電の課題も、ユネスコエコパークの関係も、別な制度の中で当然の取り組みがされていると思うんですが。とりあえず施業体系の中の位置付けですので、この計画案にある範囲が妥当ではないかなという感じがしたんですが。先ほどの二酸化炭素の問題にしても、とりあえず施業に関係する以上、当然の内容で織り込まれている感じがしますが。もっと踏み込みたいという気持ちもわからなくはないですが、一つ御理解いただきたいと思います。他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。今まで、全体にわたって意見を聴取してきたところですが、他になかったら閉めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。それでは、「富士川中流域森林計画の樹立について」を、原案の通り御承認いただくことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。異議のないものとして答申することを決定させていただきたいと思います。なお、答申文の作成につきましては会長に一任させていただきたいと思いますが、御承認いただけるでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、会長一任として、これからの作業をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長：

議事を進行します。続きまして、「令和元年度森林保全部会における決議案件について」を議題といたします。保安林の指定の解除及び森林の開発行為の許可に関する事項については、山梨県森林審議会運営規則第 8 条第 6 項及び附則により、森林保全部会の決議をもって、審議会の決議とすることができることとなっております。本件は、これに基づいて、今年度第 1 回及び第 2 回の森林保全部会において決議を行った案件の御報告でありますので、森林保全部会の若林部会長より報告をお願いいたします。

若林（一） 委員：

はい。森林保全部会長の若林でございます。山梨県森林審議会運営規則第 8 条第 6 項に基づき、森林保全部会の決議案件 2 件の報告をいたします。まず 1 件目は、保安林指定の解除に関することとあります。知事からの諮問を受け、令和元年 11 月 19 日に、森林保全部会を開催し、審議し

ました結果、異議なしで答申することを決議しました。2件目は森林における開発行為の許可に関することについてであります。これも知事から諮問を受け、本日午前、森林保全部会を開催し、審議いたしました結果、異議なしで答申することを決議したので、ここに御報告いたします。なおこの2件は、現時点ではいずれも許可等の処分前でありまして、詳細な内容については、非公表扱いとなっておりますことから、本日は資料をお示ししておりません。御了承願います。以上です。

議長：

若林部会長からの報告が終わりました。今の報告についてよろしいでしょうか、御了承いただきたいと思えます。ありがとうございました。

議長：

議事を進行します。それでは「森林・林業振興ビジョンの進捗状況について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

前島 森林環境総務課長：

(資料2「やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について」説明)

議長：

はい、説明が終わりました。森林・林業振興ビジョンの進捗状況の内容ですけれども、これらの内容について、何か御質問、御意見がございましょうか。

委員：

毎回のように担い手のことを質問させていただくんですが、これは平成30年度の進捗状況ということで実績値が出ていますので、数値が分かれば教えていただきたいのですが、前々回もお聞きしたんですが、これは新規就業者数しかわかりませんので、現状でどのくらいの人たちが就業しているのか、あと、3年以内程度の新規就労者の方たちが、3年以内程度でどれくらい離職されているのかといったことが分かればと思っております。今年度から、体験ツアーなどいろいろな形で努力をされていることはわかるのですが、Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワークなんかもできたりしまして、木材の利用促進が進んでいく中で、担い手の育成というのは、やはり非常に大切なのではないかと思いますので、その辺の数の推移がもし分かれば教えていただきたいと思えます。

それから、今後取り組みもされていくと思えますけれども、どのくらいの担い手を作っていくのかという全体の目標値、新規就労者でなく全体の目標値が掲げられているのかどうか、教えていただければ嬉しいです。

議長：

はい、では林業振興課長をお願いします。

鷹野 林業振興課長：

林業振興課からお答えいたします。まず林業に関わる就業者数でございますが、国勢調査の結果によれば、直近の数字が平成 27 年ですが、現在の本県の林業就業者数が 960 人となっております。国勢調査は 5 年ごとに行われ、就業者数は右肩下がりで下がってきたわけですが、前々回の平成 17 年が 809 人、そこからやや上昇に転じておりまして、次の 5 年後の前回、平成 22 年が 948 人。そして、平成 27 年が 960 人ということで、ずっと右肩下がりできたものが上昇傾向にあるというところでございます。2 点目の、新規就業者のその後の離職率、定着率はどうなっているのかというところですが、直近 3 年の平均で、1 年目で定着しているのは 90%。3 年後が 67%。これは、年によって人数のばらつきがあるんですが、やはり 5 割ぐらいしか残らないという時もあるんで、数値の確認は後ほどいたしますが、今手元の資料だとそんなところかと思えます。今後の数字ですが、先ほど御説明した 960 人には個人の就業者も入っているものですから、林業事業体に入っている就業者数の数についてどういう目標立てをしていくのかを検討するに当たっては、今後木材の伐採量が増えていきますから、その後の造林保育にも就業者が必要だということと、また、新たな森林管理制度の中で、今まで手がつかなかった森林の作業量も増えていくだろうということを踏まえ、新たなプランの中で、年間何人就業していけばよいかという目標値を挙げているところでございます。

委員：

はい、ありがとうございます。これはお願いですが、やはり 3 年の定着率が 67% ぐらいというのは、やはりかなり低いのかなと個人的に思ったのですけれども、その辺の定着を図るための方策について、また今後取り組んでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長：

他にいかがでしょう。

委員：

進捗率の一番低いのが木材の生産量でございます。身延に新しい工場ができて、一番伸びてもらいたいものが一番低いということでございますので、これに対するコメントを、それと今後の対応、この辺をもう少し丁寧に御説明願いたいと思えます。

議長：

はい、事務局お願いします。木材生産量について。

鷹野 林業振興課長：

木材生産量は、基準値である平成 26 年の 15 万 6 千立方メートルに対して、上昇はしているものの、目標には至っていない、そういう状況です。木材生産はずっと下がってきていたんですが、今、上昇に転じているという状況です。ただ、ここのコメントにあるように、民有林における施業集約化等の遅れもありまして、県有林が年間 7 万立方メートルぐらいの木材生産をしているわけですが、県有林は急傾斜地が多いものですから、民有林を伸ばしていかなければならない。ここで、コメントに書いたとおり、施業の集約化と木材の効率的な流通体制が確立していないとい

うところでございます。右側でございますが、今年の9月補正予算で林業、木材産業関連事業者によるサプライチェーン構築、供給システムの強化対策事業というものを盛り込んだり、実際木材が売れるようにということで、先ほどご説明したウッド・チェンジ・ネットワークにおいて、民間建築物にも県産木材の利用が促進されるよう対策を今進めているところでございます。

議長：

はい、よろしいですね。見通しについては、またこの後の成長産業推進プランにもありますので。他にいかがでしょう。

委員：

私は今山梨を離れていますが、遠くにいると山梨県は本当に森林が豊かで森林大国だということを実感いたします。また、県土面積も他の都道府県に比べて小さいので、人口もそれなりに縮小していますがけれども、緑豊かな環境に関してとても関心の高い県民性があるのではないかと考えて評価しています。10項目の森林・林業振興ビジョンという項目については、ほとんどが100%を超えているということは、県の行政の皆様始め、県民が自負していることだと思うんですが、8番の「自然を目的として本県を訪れる観光客数」の統計のとり方なんです、これは余りにも雑ばくではないかと思ひまして。山梨県の場合は森林面積が多いので、どんなアプローチをしても、森林は観光目的に結びつきやすいと思うんです。この値は県有林課がまとめているようですが、もちろん、山梨県の観光課の皆様ともタッグを組んで、山梨の売りは当然自然なのだから自然目的に来訪するのは当たり前であって、この176%という数字が、どういう基準になっているのかということは、些末なことなのでここでは追及しませんが、今後はできれば、森林レクリエーションにしても、教育的効果により、どのように自発的な経験がされているかといったような、もう少し突っ込んだ質問項目にした方が、山梨県の森林施策、森林の効果について、より県民の皆様方あるいは県外の皆様方が自分事として紹介できるような指標になるのではないかなと思いますので、今後で結構ですので、もう少し突っ込んだ項目立て等、資料収集の仕方を研究していただければと思います。質問ではなくて意見ということで取り扱っていただけて結構です。

議長：

質問ではなくて意見としてね。何かこのことについてありますか。はいどうぞ。

斉藤 県有林課長：

県有林課です。委員御指摘の通り、平成30年度末の集計は、県の観光入込客数の全体の数3,768万人から集計を取りまして、その中で、観光客の方から目的別アンケートを取った中で、自然を楽しむという回答をいただいた方の率を掛けているわけですが、県全体ではこのところ観光客がだんだん増えている中で、目的別アンケートの数値も増えていることから、このような数字になりました。後ほど御説明しますが、推進プランにつきましては、全体からではなく、施設ごとの伸び率を勘案しながら目標値を立ててございますので、数値を見ていただければと思います。よろしくお願ひいたします。



議長：

はい、よろしいですね。

委員：

この目標の中で、3番の林内路網の整備延長の累計と、5番の木質バイオマス利用施設の累計と、7番のペレットストーブの累計があるんですが、これは基準年があって、目標の令和6年にはトータルでこの数字になるということですね。

山田 治山林道課長：

10年後のトータル延長を示しているものです。

委員：

そうすると、この年度目標は、例えば、3番では4,579キロメートルまで作るという話で、増えたのは何キロメートルだったのかということとはちょっとわからないという数字です。ただ累計がこうなっているから100%ということですよ。そうすれば、最後がいくつですか、4,766から4,598で、あと170キロメートルぐらいできればいいということですよ。木質バイオマス利用施設の方も、23施設が、令和6年には33施設であれば100%ですよ。平成30年度に27施設、四つまで予定して33施設できているということは、進捗が120%というよりは、当初目標に対してはもう100%できているということですね。ペレットも同じですよ、みんなもう最後の目標値を超えてしまっている数字なんですよ。

山田 治山林道課長：

少し御説明しますと、例えば3番の林内路網のところですが、平成26年を基準値としまして、4,483キロメートルを10年後の目標として、4,766キロメートルまで整備していくという目標値を立てています。右側の年度目標にはわかりにくい部分があると思いますが、単純に増加量を10年で割りまして、トレンドによって増加させていくと、4年後にはこの数字が目標値となります。それに対して実績がどうかという比較をしているというものです。単年度目標は、最終目標を立てる中で、年度ごとの目標に対して、平成30年の時点の進捗がどうだったかという表現をしているものです。

鷹野 林業振興課長：

林業振興課から、5番、7番については、委員御指摘の通り、すでに令和6年の目標値に達しているという状況です。

議長：

そうですね。はい、よろしいですか。目標を越えているのですね。

鷹野 林業振興課長：

議長、一部訂正を。

議長：

はい。

鷹野 林業振興課長：

先ほどの新規就労者の定着率について数字を間違えてしまいましたが、訂正させていただきます。まず、直近3カ年の1年目の定着率は84%、2年目は64%、3年目の定着率が53%、ということで、約半分の人が、3年経って離職をしているという状況です。

議長：

それでは、進捗率の項は次の議題にも関係してきますので、とりあえず、やまなし森林・林業振興ビジョンの項目については、終わらせていただいてよろしいでしょうか。

委員：

(承認)

議長：

それでは、これで御了承いただきたいと思います。

議長：

次に続きます。「森林整備・林業成長産業化推進プラン（仮称）の策定について」を、事務局より説明をお願いします。

前島 森林環境総務課長：

(資料3「森林整備・林業成長化推進プラン（仮称）の策定について」説明)

議長：

はい。事務局の説明が終わりました。それでは、このプランについての質疑を行います。御質問や御意見がありましたら。

委員：

先ほどの私の質問に関連する点がここで詳細に出てきましたので、とてもよく理解できました。最後のページの数値目標を見て、やはり、達成が可能だろうと思うところと、なかなか難しいのだろうというところが、やはり皆さん長く森林行政に携わっていらっしゃると思いますので、そういったところの数値目標を、おそらく実効的な数字に落とし込んでいるのだろうということはよくわかります。

そこで、この十年間のこの施策の取り組みについてですが、どれぐらいの期間でフィードバック、見直しをする予定でしょうか。

議長：

はい、事務局どうぞ。

前島 森林環境総務課長：

今回、新しく重点計画というものを策定するわけですが、今回のように、例えば、新規拡充予定があったとか、あとは、本年3月のような条例制定、こういった大きな転換点がない限りは、当面はこのまま重点計画として、進捗管理をしていくということでもあります。

委員：

せっかく森林審議会がごさいますので、できれば3年とか5年とか、いろんな取り組みが、それぞれの省庁と関連があるので、足並みが揃わないと思うのですが、できれば定期的にフィードバックが可能であった方がよろしいのではないかと意見を申し上げるとともに、こちらで詳細に盛り込まれている施策は、SDGsの重要な項目に全て入っていますので、全てではないのですが、8番とか12番とか、特に17番ですね、それぞれのステークホルダーと協働しないとできないことが多くありますので、そういったところを上手に露出して、ぜひ県民の皆様のご関心と合うような努力をしていただきたいというのが、プロジェクトへの要望でございますので、よろしくお願い致します。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

森林整備の推進について伺いたいと思います。森林環境譲与税を活用した森林整備の支援ですが、現在、各市町村でも、意向調査などの事業が始まっているようでございます。県の温かい計らいによりまして、森林協会の方へ、専門の職員1名の派遣をいただいております。私どもの管内でも、市町村で意向調査が始まっておりまして、森林協会からも温かい指導をいただいているわけですが、現在市町村では、森林整備関係の専門的な知識を持った職員が不在のところも非常に多いわけですので、現状でいきますと、おそらく県の市町村支援、森林協会の市町村支援部からの1名の派遣では、ちょっと順調にいかないように思っております。県の方で、これからも温かい支援をいただく中で、市町村と協調してこの森林整備を進めていっていただきたいと思いますが、県の方で、今後の支援の対応についてお考えがありましたら、伺いたいと思います。

議長：

はい、事務局で説明申し上げます。

前島 森林環境総務課長：

本年度、市町村の方で森林環境譲与税の活用をできるだけ順調に進めていただくために、森林協会の方に県の職員1名派遣しておりますけれども、この職員については来年も派遣する方向で考えておりますので、市町村が順調に様々な事業を進めていければと考えております。その他、私どもの方では、6月補正予算等によって、森林整備に関する市町村支援をしております。実際には、航空レーザ計測データ等から、県が保有する森林情報を更新して各市町村に提供するというものです。その他、担い手については体験ツアーやインターンシップ、あとは東京圏への事業拡

大ということで、試作品に開発助成する等、あとは流通体制ということで、サプライチェーンの構築といったものを、県の森林環境譲与税も利用しまして、できるだけ県の森林・林業が発展していくように、支援をして参りたいと考えております。

委員：

どうもありがとうございました。ぜひ温かい御支援をよろしくお願いいたします。

議長：

はい、●●委員。

委員：

林内路網の整備でございますけれども、これには林道及び作業道の整備となっております。ただ、資料の5にありますように、林内路網というのは、林道、林業専用道、森林作業道とこの三つに分けるということになっております。従いまして、林業専用道に当たるものは絶対作らないのであればこれで結構ですが、作る可能性があれば、林道及び作業道「等」を入れておかないと変だと感じます。いかがでしょうか。

議長：

はい、事務局。

山田 治山林道課長：

林業専用道という区分けができており、林道は一般車両が走る一方、林業専用道は林業に特化した道となります。御指摘の通り「等」を入れる方向で検討させていただきます。

委員：

お願いします。

議長：

はい、他にいかがでしょうか。

委員：

木材生産量、製材量等とも大変な目標値を掲げていますが、田舎の方で林業の状況を見ているかぎりなかなか大変ではないかと思うのですが、これらの数値策定の根拠が何かありましたら、よろしくお願いいたします。ただ目指したい、というだけの目標なのかどうか。

議長：

はい。林業振興課長。

鷹野 林業振興課長：

まず、木材生産量の 33 万 5 千立方メートル、これは前ビジョンでは令和 6 年に目指すところですが、これが県内の森林の資源量や、場所が経済林であるかなどの指標に基づいて、これ以降、年間 33 万 5 千立方メートルを生産していくことで平準化が図られる、という数字でございます。先ほども御指摘のあった通り、目標に対して追いついてないというところがありますが、先ほど資料の中で、山元の施業の集約化、生産性の向上という取り組みと並行して、出口対策として販路の拡大等を進めていきながら、この目標に向けがんばっていきたいと考えております。

2 点目ですが、製材用途の木材生産量、2 万 4 千立方メートルを 7 万 7 千立方メートル。木材生産の全国平均では、製材用途が約 6 割なんですけど、山梨県の場合はそれが 1 割に留まっているということがございまして、今後、県産木材を付加価値の高い製材用に使えるようにということで、9 月の議会では、木材の生産から、加工から、工務店までが繋がるシステムの強化事業を盛り込んで、それをいくつかの企業グループで取り組んでいただくんですが、そうした企業グループを増やしていく。これが 1 点と、今のは住宅向けの取り組みについてですが、民間建築物の中には、非住宅系の店舗、事務所、倉庫などの木造率がかなり低い状況です。そこを、10 月に設立した「Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワーク」の中に、林業・木材関係だけでなく、施主となる甲府や吉田の商工会議所、商工会連合会、ここでもお集まりいただいている、辻会長はじめ、木材協会の天野代表、県森連の渡邊代表にも入っていただき、林業界と建築商工団体とで、そういった非住宅部門にも伸ばし、その数字を増やしていく見込みをもって算定しています。

議長：

はい。大分意見が出尽くしたようではありますが、なにかありますか。はいどうぞ。

委員：

1-4 の「森林空間の利活用」と、その中の「森林を活用したサービス産業の促進」とあるんですが、林野庁が提唱しているものなんですよ。これには具体的にどんなものがあるのか教えてください。私も少し関係しているのですが、「収入と雇用を生み出す」と書いてあるので聞かせていただきたいです。

議長：

はい。今の質問についてどうぞ。

前島 森林環境総務課長：

森林を活用したサービス産業について具体的にという御質問ですが、例えばマウンテンバイクということで、都市部の方がこちらに来ていただくというようなこと。あとは県の「武田の杜」でやっている森林セラピーというようなもの。あとは学校林活動。具体的にはこういったものでございます。こういったところに、主に都市部、東京圏の方から山梨県に来ていただき、こういったところでそれぞれ収入を生み出すということも考えております。

議長：

よろしいですね。

委員：

質問ですが、3ページの「Ⅱ 林業の成長産業化の推進」のところの「Ⅱ-1の県産材供給体制の強化」の中の3番目の黒丸の「森林施業の生産性向上」と、次ページの黒丸にあるサプライチェーンに関係することなんですけれども、これは前回の資料にもあった「スマート林業のイメージ」のことを言っているのかと思いますが、このサプライチェーンの構築に関して、どの程度具体的に進んでいるのか、ちょっと知りたい。

議長：

はい。林業振興課。

鷹野 林業振興課長：

前回の資料にもあったスマート林業については、川下の需要の情報が川上に届き、リアルタイムに生産が可能になって、不要な経費を削減していこうということですが、まず、サプライチェーンについて、先ほど言った、木材生産事業者、加工業者、木材流通事業者、工務店をつなぐ事業を立ち上げ、進めているところでございます。実際のスマート林業のところについては、今後検討して参るというところです。

議長：

はい、今後の連携ですね。それでは、次の県産材の利用促進についてもこのプランと関係がありますので、とりあえず、森林整備・林業産業化推進プランはここで終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

委員：

(承認)

議長：

それでは次に移ります。

議長：

続きまして、「県産木材の利用の促進に関する基本方針について」を議題といたします。説明をお願いします。

鷹野 林業振興課長：

(資料4「県産木材の利用の促進に関する基本方針について」説明)

議長：

はい、事務局の説明が終わりました。それでは、この基本方針について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

委員：

先ほども、木材の利用の目標なども高くとてもいいなと思ったのですが、このところにも、県産材の利用の促進ということで、住宅等への県産木材の利用促進や、民間建築物等への県産木材の利用促進というものがあります。そこで、やはり最近の住宅は、柱が出ない、大壁の住宅が多いので、主に構造材で使うことが多いのですが、県産材として主に出ているのがスギとヒノキだと思うのですが、こういったものはどれくらいの割合で、そうした構造材として流通に乗ってくるのか。もっと増やすのであれば、やはり内装材で使えるように製品を作っていた方がいいと思うのですが。例えばフロア材であるとか。今フロア材では、天井に貼ったり壁に貼ったりということもしているのですが、そういった製品づくりというのをも併せて考えていかないと、今はなかなかコスト的にも割高ですが、需要を伸ばしていけば価格が下がっていくと思うので、その辺の工夫も必要なのかなというのが一つ。そして、やはりそのように需要が増えてくると、林業の離職者が多いという説明が先ほどありましたが、やはり御飯が食べていけないと、イメージだけでは林業でやっていこうという気持ちにはなっていないと思うんですね。だから、ちゃんと御飯が食べられるような産業にするためにも、いろいろな連携をする中で、どうしたら木材利用が促進されるかということについて、もっと工夫が必要なのかなと感じたものですから、意見として述べさせてもらいました。

鷹野 林業振興課長：

県内で生産される木材ですが、山梨県は、特徴としてスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツがほぼ均等に分布をしていて、樹種としてのバラエティがあって、スギ、ヒノキなどは重要な柱材として、無垢材として使われてきていると思うのですが、委員がおっしゃる通り、壁材として、見えない形の構造の住宅も増えてきておりますから、カラマツやアカマツ、あるいはスギなども構造用の合板としても利用できる樹種でございます。コストの話があったと思うのですが、一階や二階の低層であれば木造が高いことはなくて、設計の仕方にもよりますが、まず、RCや鉄骨で、住宅や先ほど言った店舗事務所などで木造を使っても、コスト的にも問題がないというイメージをきちんと伝えていくことがまず一つ重要かと思っておりますので、製品の開発という点もありますが、先ほど申し上げた供給体制について、県内にも新たな需要先となる合板工場ができておりますので、そういうところへも供給量を増やしていきながら、県内の就業者の収入の確保につなげていければと考えております。

議長：

はい。

委員：

先ほどのコストの点ですが、流通している材木の中で、この間も県産材を使おうかと思って聞いてみると、やはり少し割高なので手が出ないんですね。ですからその辺について、需要が多くなっていけば。昔の太陽光発電ではないですが。今、太陽光発電は大変安くなっているではないですか、ですから、相当頑張らないといけないと思うんですけども。金額がもう少し下がっていかないと、なかなかこの目標を達成することは厳しいのかなと感じたものから、言わせていただきました。

議長：

はい。なにかありますか。

鷹野 林業振興課長：

今、県産木材だけで製品まで到達する流れというのが、きちんと整えられていないという状況です。県産木材をぜひ使っていきたいというのと、オーダーメイドのようになってしまうんですね。委員のおっしゃる通り、割高感があるところもあります。きちんとその流れを作った中で、県産材を使えるような体制を整備していきたいと思えます。

議長：

はい。ここに木材協会の代表がいらっしゃいますので、一言。

委員：

委員の御質問ですが、県産材の柱や梁の値段はそんなに高くないです。販売している人たち、つまり問い合わせ先がよくないのではないかと思います。正直言います、県の方でこれだけの取り組みを一生懸命やっていたというのは、業界としては非常にありがたいことなんです。それで、私もこれはぜひお願いなんです。川上の林業をやっている方、及び森林組合。それから、川中の材木業者及び製材会社。それから先の工務店、建設会社。この連携が全くできていないんですよ。だからこの人たちみんないっぺんにというわけにはいかないんですけど、もう少し、勉強会をさせていただきたい。ぜひ、そういうことで、一貫した県産材の流れというものを作っていないと、委員のおっしゃる通り、業界そのものが、山梨の県産材に対して理解しているプロが本当に少ないんですよ。ですから、工務店さんが質問しても回答できない、そういう材木業者などもいますから。県産材と県外からの流通材は、値段的にはそんなに驚くほどの値段の違いはありません。それを説明できる体制ができていない、それだけなんです。ですからもう少し、業界をぶつ切りせずに、皆で一貫した勉強会をぜひ立ち上げたいと、そう思っております。これだけのことを県の方で、目標値も出していただいて大変ありがたいと。ここは、項目別にもっと深く意見交換をしていかないと、この目標達成は不可能だと思います。おそらく、この目標値が、近い将来できるように、業界ごとで、それぞれ勝手なことをやるのではなくて、一貫した流れを作っていくということの方が大事かなと思っております。そして、工務店の方々は、あまりにも県産材に対して興味のない人が多すぎます。ですが、施主さんは、山梨に住んで、山梨に家を建てたい。そうした人たちには、山梨の県産材で家を建てたいというニーズはあります。ですから、業界が、それぞれではなく、まとまって、山梨の県産材をPRしていく、こういうことになれば、今後、流通も良くなっていくかなと思っております。県の方々は、正直に言いますが、この業界の流れというのが把握できていないように感じますので、川上、川中、川下といった分け方をしてしまうんですが。木材産業というのは一貫しているんですよ。これをぶつ切りにしていくから、話が途中で止まってしまう。そんな感じがしておりますので、また今後、ぜひ森林環境部の方をお願いをして、もっと掘り下げた勉強会、意見交換をしていきたいと思えます。そんなことを考えておりますので、今後ともぜひひとつよろしく願いいたします。



議長：

このような説明がありました。ウッド・チェンジ・ネットワークはこれから強固にされていきますので、それぞれの分野の皆さんが一堂に会して県産材を使っていこうという、そういう多目的な議論をしていこうということで、立ち上がっていますので、今日の今までの内容を、そこで議論していく舞台にしていきたいと考えています、よろしく。他には。

委員：

新たに山梨県の県産木材の利用の促進に関する条例もできた中、今回、県産木材の利用促進に関する基本方針だけということで、方針名称・策定の経緯、背景がありますけれど、その次に、県産木材の利用の促進のための方策で、基本的なことしかまだ書いてないわけですね、今後においてその色づけをしていく前段でありますから、あまり細かいことはここで言っても仕方がないのかなと思いますけれども、この背景の中でも、最初に書いてありますように、人工林の資源量は35年で約4倍に増加するなど、森林資源が充実と書いてあるのですが、充実したんでしょうか。私は充実ではないと思います。これは、標準伐期を過ぎて長伐期施策を取っているから、この県産材が利用できなくて、困ってそのまま大径木になっている、これで森林資源が充実しているというのはちょっとニュアンスがおかしいのかなと、私は素人ですが、そんな感じがしております。

それに関連して、一昨年ですか、山梨のヒノキを県内に売り込もうという形で、住宅メーカーと県が提携をしていますけれども、その後どうなっているのか、これも県産材の利用の一助になるわけではありますが、どういう形になっているかちょっとわかりません。それから、併せて住宅ですね、御説明の通り、住宅の着工戸数も、今は若干増えているのかもしれませんが、住宅様式がまず変わってきたこと、これが一番材を使えない要因であります。ですから、今後、県産材を利用してもらうというためには、もっといい形で、県民に県産材のよさをどうやってPRしていくか、こういうことが大変大事になってくるんだろうと思います。

そこで、やはり、一般の人が、確かに木造の家を建てたいと思っても、金との相談でありますから、どうしても一戸建てでも小さいうちで、核家族化の中で、洋式の住宅が増えて、あるいはアパート、マンションの方を選ぶということで、やはり県民の人が土地を持って、とにかく山梨県で取れた材を使って家を作る。そうして、長い目で木はいいよと、もっともっとPRをする、今後の基本方針のなかに織り込んで、実施計画の方でそういうPRをし、よさはわかっていると思いますけれども、とにかく活用する。それには、やはり先ほどのとおり木が少し高いのではないかと。流通材の方が安いということが言われますけれども、どうしても業者は安い木を使いますから、県産材を使わず流通材、あるいは一部外材という形で、施主には安い費用で提供する。施主は県産材を使いたくても使えないというのが実情ではないでしょうか。そういうことで、今後の計画の中へ、やはりこれはPRと同時に、もう少し静岡のように、県が熱心に中心となって、県産材を使った場合は、昔のように特別助成する、そういう制度を作りながら、アピールしていくのが、今後私は大事だと思いますので、計画の次の段階でそうしたことも織り込んでもらうことが非常に大切ではないかなと、提言です。

議長：

はい。ありがとうございました。指摘事項ということで、これからの基本方針の検討に反映し

てください。それでは時間もだいぶ予定に迫っておりますので、とりあえず県産木材の利用の促進に関する基本方針の内容については、御理解をいただいたということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

議長：

それでは、最後の項目に入ります。「山梨県林内路網整備計画の変更について」を議題といたします。御説明をお願いします。

山田 治山林道課長：

(資料5「山梨県林内路網整備計画の変更について」説明)

議長：

はい。これまでの路網整備計画の十年間の内容ですが、これについての御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。はい、それではありがとうございました。審議内容はこれで一通り終わりとなりますが、他にありましたら。はい。

委員：

私は前回欠席しましたので、その時に説明があったのかもしれませんが、今、「振興ビジョン」と「推進プラン」、この二つも同じとわかったわけですが、この「振興ビジョン」は、少なくとも令和6年まではあったということですね。「推進プラン」は令和2年から始まると。いくつかの部分が微妙に違うのかもしれませんが、重複している面もありますね。このまま双方が進行するかどうか。あるいは2年以降になったら片方はもう終わりなのか。そういった点をお聞きしたいと思います。

議長：

よろしいですか。はいどうぞ。

前島 森林環境総務課長：

森林環境総務課からお答えします。委員御質問の点、現在のやまなし森林・林業振興ビジョン、これは今回、新しく森林整備・林業成長産業化推進プランに変更するというところでございます。令和2年からは、この新しいプランで進めていくということでございます。

委員：

ビジョンの方はこれにて終わりだと、令和2年からは新しいプランだと。わかりました。

議長：

ありがとうございました。

一通り終わりましたので、これで審議事項を終えさせていただきます。よろしいでしょうか。はい、以上をもちまして、議事を終わります。ありがとうございました。御協力ありがとうございました。

いました。

司会：

それでは閉会に当たりまして、島田林務長よりあいさつ申し上げます。

島田 林務長：

(あいさつ)

司会：

それではこれもちまして森林審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以上